

エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品 Version1.11」認定基準の軽微な改定について

1. 改定の経緯

窓付き封筒について、現行基準では使用後のリサイクルを考慮し、窓部は古紙阻害とならないグラシン紙の使用に限定しているが、分別が可能な構造であれば、グリーン購入法と同様に、再生プラスチックフィルムの使用も認める内容に基準を改定する。

2. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 共通基準と証明方法

(2) 製品は使用後、異種材料間（紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど）の分別が可能なものであること。

【証明方法】

異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。また、それぞれの材料について重量割合を付属証明書に記載すること。なお、手帳の場合は、製品サンプルを提出すること。

封筒の窓部に再生プラスチックフィルムを使用する場合は、「窓部に再生プラスチックを〇%使用し、分別が可能な構造である」ことを封筒本体に説明した設計書と製品サンプルを提出すること。封筒の窓部にグラシンペーパーを使用する場合は、「窓部にグラシンペーパーを使用し、古紙としてリサイクルできる」ことを封筒本体に説明した設計書と製品サンプルを提出すること。

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

製品を構成する主材料として、紙材、木材、プラスチック材のどれか一つを製品全体重量の70%以上（別表1に定める機能性事務用品の場合は50%以上、主材料がプラスチック材でポストコンシューマ材料を使用している場合は60%以上）使用しているものについては、該当する以下A～Cのどれか一つを選択し、適用する。また、それ以外の製品についてはDを適用する。

なお、消耗部分、粘着部分、~~および~~とじこみ用品のとじ具・とじ針、手提げ袋の取っ手、封筒の窓部（グラシン~~ペーパー紙~~：~~なお、グラシン紙以外の窓付き封筒は認定対象外~~）

たは封筒本体と分別可能な構造で再生プラスチック重量割合 40%以上のフィルム)、およびノートなどのクロス・とじ糸は、製品全体重量のカウント対象から除くことができるものとし、その場合には、材料に関する基準を適用しない。

A. 紙を主材料とする製品

(4) 原料として使用した古紙パルプの合計重量が製品全体の重量割合で 70%以上であること。

なお、包装袋にあつては、古紙パルプの合計重量が製品全体の重量比で 30%以上、包装紙・封筒にあつては 40%以上、慶弔用品（慶弔袋、金封など）・アルバム・学用紙製品（ノート類、画用紙類、折り紙など）・機能性事務用品にあつては 50%以上であること。

【証明方法】

製品総重量、紙材料重量および紙以外の材料が製品に占める割合（重量割合）を付属証明書の記入表 A-112 に明記し、紙材料が製品全体の 70%以上である証明をすること。

また、製紙事業者の発行する、以下の項目①②を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出すること。

- ①製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製品への供給原紙の古紙パルプ配合率を明記するなど）
- ②製造工場におけるエコマーク製品への供給原紙の製造又は品質管理の担当者（以下、「管理担当者」という。）名の明記

さらに、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」（2008年4月2日 日本製紙連合会）又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等の工場における古紙パルプ配合率の管理・確認方法の内容が分かる資料を提出すること。ただし、エコマーク認定用紙を使用する場合は、当該用紙の「商品ブランド名」および「認定番号」を付属証明書に明記することで、証明に代えることができるものとする。

なお、封筒の窓部に再生プラスチックフィルムを使用する場合は、C.プラスチックを主材料とする製品の基準項目(21)(23)に定められた証明書を提出すること。

3. 改定日： 2010年7月1日

以上